

【補助対象の範囲】

補助対象は、支援対象となる事業に必要な次の経費です(ただし、事業に要する必要最小限の経費とします。また、人件費・建設工事費・備品購入費などは対象外です。)

輸送費 調査費 展示会出展費 展示会・商談会参加費 通訳費 旅費 翻訳費
多言語動画作成費 デザイン費 試作品原材料費

補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

【応募に必要な書類】

交付要領でご確認ください。なお、交付申請書等の様式は、三重県のホームページ(<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030300283.htm>)からダウンロードしてください。

【申請書の提出方法】

申請額が予算上限(5,000万円)に達したため、令和2年11月2日に募集受付を終了しました。

【事業の採択基準】

下記の審査項目に基づき、審査を行います。

- (1) 目的性・・・新型コロナウイルスの影響を踏まえ、海外サプライチェーン多元化又は販路拡大を図るために適切な取組みであるか。
- (2) 実現可能性・・・事業計画は具体的で、実現可能性が高いものとなっているか。
- (3) 合理性・・・事業実施に必要なかつ適切な事業積算となっているか。

審査は、提出書類をもって行います。

事業内容や経費の変更がある場合は、変更交付申請が必要です。

【注意事項】

当該事業の詳細は、交付要領及び募集案内をご確認ください。

補助事業に係る契約(発注)は、交付申請の受付日以降に限ります。

三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に準じ、法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない(補助金交付申請時)又は交付決定の取消(交付決定後)など、適切な措置が講じられます。

申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求めます。

支払いも含め、令和3年3月15日(月)までに事業を全て終わらせてください。

【応募及び問合せ先】

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課

(〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 合同ビル5階)

電話:059-253-4355 F A X :059-228-3800